

## 第5章 既存の普通預金において新規の手数料を設けることについて (主として、定型約款の変更の問題として)

神戸大学名誉教授 山田誠一

### 1 はじめに

#### (1) 普通預金の手数料をめぐる

現在、普通預金の手数料をめぐる、検討が行なわれている<sup>1</sup>。ここでは、例えば、通帳発行手数料、および、いわゆる口座維持手数料（以下、単に「口座維持手数料」という）<sup>2</sup>が取り上げられている<sup>3</sup>。

現在、普通預金では、紙の冊子の通帳（以下、単に「通帳」という）が用いられることが少なくないと思われる。その場合、通帳の発行には、預金者による手数料の支払いを伴わないことが一般的であるように思われる。また、同じく、現在、普通預金は、一般に、預金者による口座維持手数料の支払いを伴っていないと考えられる。本稿では、さしあたり、預金

<sup>1</sup> 例えば、金融法委員会「預金規定に基づく預金者への口座管理手数料の賦課に関する論点整理」（平成30年7月）金融法委員会サイト（<http://www.flb.gr.jp>）に掲載、福本勇樹「口座維持手数料導入で投資家は行動をどう変えるか—合理的な主体には、貯蓄から投資への流れを促す可能性も」金融財政事情2020年3月2日号26頁、および、菅山靖史「送金サービスにサブスクリプションを導入する意義—2部料金制における口座維持手数料導入も選択肢」金融財政事情2020年4月27日号28頁。また、島田邦雄「預金通帳は過去の遺物？—デジタル化の進展と通帳の存在意義」は、預金通帳廃止とともに、預金通帳の有償での発行について触れている。これらのほかに、口座維持手数料を取り上げるものとして、島田邦雄「銀行預金再考—口座維持手数料と休眠口座整理」金融法務事情2096号4頁、鈴木正人＝國分吾郎「手数料ビジネスに関する法的考察」金融法務事情2102号6頁、および、鈴木正人＝國分吾郎「口座管理手数料徴収に係る影響・法的論点」金融法務事情2133号28頁がある。さらに、鈴木正人＝國分吾郎「既存の預金口座からの口座管理手数料の徴収に係る考察」金融法務事情2184号6頁がある。

<sup>2</sup> 口座管理手数料と呼ばれるものも、口座維持手数料と同様と思われる。

<sup>3</sup> また、中原利明「預金規定の現代的課題」金融法務事情2071号74頁は、普通預金に限定せずに、預金一般について、「現在の預金規定には、一部の例外を除き基本的に預金に関するコストや口座管理手数料を預金者が負担することは定められていない。また、銀行業務の公共性の観点から、銀行は預金契約を自由に解約することはできず、解約するためには合理的理由が必要であると考えられている。このような状況からすれば、銀行の決済機能や金融仲介機能など社会の重要なインフラとしての機能を維持させるために、銀行がコントロールできないような市場環境下では、預金者に相応のコストを負担することを求めることの合理性が認められると思われる。例えば、マイナス金利環境のもとで受け入れた預金を再運用することにより銀行が負担する費用相当額を預金者に負担してもらうことが考えられる。この場合には、銀行が受け入れた預金の再運用を適切に行い、預金者の手数料負担を抑える努力が必要であろう。銀行の金融機能の維持・安定は、我が国の経済発展に不可欠であるだけでなく、預金取引を通じて預金者の財産の保全や簡易な決済手段の利用など預金者の利益にも適合する。また、寄託契約においては、受寄者は寄託者に対して寄託事務処理に関する費用償還等を求めることができるとされており（民法665条、649条、650条1項・2項）、銀行が預金事務処理に必要な費用として口座管理手数料を受け取ることの理論的な根拠となると思われる。加えて、預金者からは、原則としていつでも預金契約を解約することができ、新たに別の銀行と取引を開始することができるのであるから、預金口座管理手数料の有無、料率が銀行選別の手段の1つにもなる」とする。

者が、預金の預入先である銀行等の金融機関（以下、単に「預入先銀行」という）に対して、普通預金契約上、支払い債務を負う手数料であって、預入先銀行が預金者に給付する特定の具体的な役務の対価としての性質を有しないものを、口座維持手数料ということとする。

これらとは別に、現在、多くの普通預金では、預金者が時間外に ATM を利用する場合、ATM の時間外利用手数料が支払われ、また、他行 ATM を利用する場合、他行 ATM 利用手数料が支払われていると思われる<sup>4</sup>。時間外の ATM 利用や、他行の ATM の利用が行なわれるようになったときの具体的な事情については、おそらく、それらの新規サービスが開始される際に、それぞれに対応する手数料に関する定めが設けられたものと考えられる。

これらから、現在、検討が行なわれている通帳発行手数料、および、口座維持手数料は、新規サービスではなく、従来から預入先銀行が預金者に給付していた役務に対応する手数料という性格を持つものであることが分かる。

また、新規の普通預金契約が締結される際に、例えば、預金規定などの定型約款において、預金者が通帳発行手数料または口座維持手数料を支払う旨の定めがある場合、民法 5 4 8 条の 2、および、同 5 4 8 条の 3 の規定によって規律されるように思われる。それに対して、既存の普通預金において新規の手数を設けることは、預金規定などの定型約款の変更によって行なうことができるかどうかの問題となる。ここでは、民法 5 4 8 条の 4 の規定によって規律されると思われる。

## **(2) 普通預金に関連する通帳発行手数料および口座維持手数料以外の手数料**

普通預金に関連する通帳発行手数料および口座維持手数料以外の手数料として、例えば、以下のようなものがある。

預金者が死亡して相続が生じた場合、相続開始時の普通預金残高を証明するために、預金者の相続人が、預入先銀行に、被相続人である預金者死亡時の預金残高の額を証明する文書（以下、単に「残高証明書」という）の発行を求めることがある。この場合、残高証明書の発行には、手数料が支払われていると考えられる。たしかに、残高証明書の発行は、普通預金に直接関わる。しかし、残高証明書の発行は、預入先銀行が預金者に給付する特定の具体的な役務であり、したがって、その手数料は、その対価としての性質を有するものと考えられることができる。

これとは別に、普通預金残高を用いて振込を行なう場合、通常、預金者である振込依頼人によって、預入先銀行である仕向銀行に、手数料が支払われる。普通預金残高を用いて行なう振込は、普通預金の払戻しと、払い戻した金銭を振込代り金とする振込によって構成されると考えられる。一般に、普通預金の払戻しに伴って、手数料は支払われない。また、同じく一般に、振込依頼人が仕向銀行に振込代り金を現金で支払って振込依頼を行なう場合、振込依頼人は仕向銀行に振込手数料を支払い、この振込手数料は、仕向銀行が振込依頼人から委託された事務を処理することの対価としての性質を有すると理解されている。これらから、普通預金残高を用いて振込を行なう場合、預金者である振込依頼人が預入先銀行である仕向銀行に支払う手数料は、仕向銀行が振込依頼人から委託された事務を処理することの

---

<sup>4</sup> これに対して、預金者が、時間内に、自行の ATM を利用する場合、ATM 利用手数料は支払われていない。

対価としての性質を有するものであると考えることができる。このような考え方は、仕向銀行が振込依頼人から委託された事務の処理は、預入先銀行が預金者に給付する役務で預金に直接関わるものではないという理解にもとづいているように思われる。

そこで、本稿では、残高証明書の発行に伴う手数料、および、普通預金残高を用いて振込を行なう場合に預金者である振込依頼人が預入先銀行である仕向銀行に支払う手数料は、検討しないこととする。

### **(3) 手数料体系とその変更**

なお、預入先銀行が預金者に給付する役務は、多様である。まず、預金に直接関わるものとともに、上記の普通預金残高を用いて振込を行なう場合に預金者である振込依頼人が預入先銀行である仕向銀行に支払う手数料のように預金に直接関わらないものがある。また、預入先銀行が預金者に給付する役務で、預金に直接関わるものには、残高証明書の発行のように、預入先銀行が預金者に給付する特定の具体的な役務と、そうではなく、特定の具体的な役務ではないものがある。特定の具体的な役務ではないものとは、例えば、預金者の預入れや払戻しに応ずる役務や、第三者からの振込を受け入れる役務であると考えることができる。

これらの預入先銀行が給付する多様な役務について、どのような手数料体系を設けるかは、契約自由の原則によって、規律される問題であると考えられる。例えば、普通預金について、2通りの商品が考えられる。商品①は、預入先銀行に、年間〇〇円の定額制の手数料を支払うと、振込は何回でも手数料を支払わずに行なうことができ、商品②は、預入先銀行に定額制の手数料を支払わず、振込は1回〇〇円の手数料を支払って行なうというものである。商品①における定額制の手数料を、口座維持手数料と呼ぶものがある<sup>5</sup>。

新規の普通預金契約が締結される際に、例えば、預金規定などの定型約款において、商品①を具体化する定めがある場合、民法548条の2、および、同548条の3の規定によって規律されるように思われる。それに対して、既存の普通預金の商品②である場合に、その普通預金を商品①とする変更を、預金規定などの定型約款の変更によって行なうことができるかどうかの問題となる。ここでは、民法548条の4の規定によって規律される。この問題は、既存の普通預金において新規の手数料を設けることを、預金規定などの定型約款の変更によって行なうことができるかどうかという上記1で指摘した問題と共通すると考えられる。

### **(4) 本稿における検討とその順序**

以上に述べたような問題意識にもとづいて、本稿では、以下のような順序で、検討を行なうこととする。

まず、普通預金契約の性質について検討する(2)。そのうえで、普通預金契約の性質との関係で、通帳発行手数料の位置づけ(3)、および、口座維持手数料の位置づけ(4)を、順に検討する。そのうえで、定型約款の変更に関する規律を検討する(5)。

---

<sup>5</sup> 菅山・前掲注(1)29頁参照。

## 2 普通預金契約の性質

### (1) 消費寄託と委任または準委任

普通預金契約は、消費寄託の性質を有するとともに、普通預金契約にもとづいて預金受入銀行が処理すべき事務には、委任事務または準委任事務の性質を有するものが含まれている。

参考になるのは、最判平成21年1月22日民集63巻1号228頁（以下、「最判平成21年」という）である。本判決は、その理由中で、「金融機関は、預金契約に基づき、預金者の求めに応じて預金口座の取引経過を開示すべき義務を負うと解するのが相当である」との見解を明らかにしている。そして、本判決は、この見解を導く理由のなかで、普通預金契約を含む預金契約一般について、「預金契約は、預金者が金融機関に金銭の保管を委託し、金融機関は預金者に同種、同額の金銭を返還する義務を負うことを内容とするものであるから、消費寄託の性質を有するものである。しかし、預金契約に基づいて金融機関の処理すべき事務には、預金の返還だけでなく、振込入金を受入れ、各種料金の自動支払、利息の入金、定期預金の自動継続処理等、委任事務ないし準委任事務（以下「委任事務等」という。）の性質を有するものも多く含まれている」と述べている。ここでは、普通預金契約にもとづいて、預入先銀行が、預金者に給付する役務として、預金の返還、振込入金を受入れ、各種料金の自動支払い、および、利息の入金が取り上げられている。預金の返還は消費寄託の性質に由来するものであり、それに対して、振込入金を受入れ、および、各種料金の自動支払いは、委任事務または準委任事務の性質を有するものと思われる<sup>6</sup>。

これとともに、最大決平成28年12月19日民集70巻8号2121頁（以下、「最大決平成28年」という）も参考になる。本決定は、その理由中で、「共同相続された普通預金債権・・・は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となるものと解するのが相当である」との見解を明らかにしている。そして、本決定は、この見解を導く理由のなかで、最判平成21年を引用して、「預・・・金契約は、消費寄託の性質を有するものであるが、預・・・金契約に基づいて金融機関の処理すべき事務には、預・・・金の返還だけでなく、振込入金を受入れ、各種料金の自動支払、定期預金の自動継続処理等、委任事務ないし準委任事務の性質を有するものも多く含まれている」<sup>7</sup>と述べたうえで、続けて、普通預金について、「そして、これを前提として、普通預金口座等が賃金や各種年金給付等の受領のために一般的に利用されるほか、公共料金やクレジット

<sup>6</sup> 本判決は、利息の入金を、委任事務または準委任事務の性質を有するものとしている。しかし、利息の発生自体は、消費寄託の性質に由来するものと思われ、利息発生時の残高に加算され、加算後の残高が新たな残高になることも、消費寄託の性質に由来することに含まれるように思われる。さらに、利息の加算と、加算後の残高は、その後、通帳記帳の機会に、通帳に記帳されるが、それは、事務の報告の一形態であり、利息に関する通帳への記帳が、委任事務または準委任事務の性質を有するものとして、消費寄託から区分することが適切かどうかは、疑問がある。これとは別に、定期預金が満期に自動継続処理され、満期となった定期預金の利息が、自動継続後の定期預金の元本には加えられず、あらかじめ預金者が指定した普通預金口座に入金されることがある。この普通預金口座への入金は、消費寄託から区分されたものであり、委任事務または準委任事務の性質を有するものということができるように思われる。

<sup>7</sup> 最判平成21年と比較すると、本決定では、預金契約にもとづいて金融機関の処理すべき事務として、利息の入金が取り上げられていない。

トカード等の支払のための口座振替が広く利用され、・・・預・・・金は決済手段としての性格を強めてきている」と述べるとともに、「普通預金契約・・・は、一旦契約を締結して口座を開設すると、以後預金者がいつでも自由に預入れや払戻しをすることができる継続的取引契約であり、口座に入金が行われるたびにその額についての消費貸借契約が成立するが、その結果発生した預・・・金債権は、口座の既存の預・・・金債権と合算され、1個の預・・・金債権として扱われるものである。また、普通預金契約・・・は預・・・金残高が零になっても存続し、その後に入金が行われれば入金額相当の預・・・金債権が発生する。このように、普通預金債権・・・は、・・・1個の債権として同一性を保持しながら、常にその残高が変動し得るものである」<sup>8</sup>と述べている。ここでは、普通預金において、預入先銀行が、預金者に、賃金や各種年金給付等を受領する役務や、公共料金やクレジットカード等の支払いのために口座振替をする役務を給付することが、一般的に行われていることが指摘されている。これらの役務のうち、賃金や各種年金給付等を受領する役務は、預金に直接関わるものであって、特定の具体的な役務ではないものであるように思われる。そして、公共料金やクレジットカード等の支払いのために口座振替をする役務は、普通預金残高を用いて振込と同様に、預入先銀行が預金者に給付する役務で預金に直接関わるものではないものように思われる。そして、これらの役務の対価としての手数料は、預金者から預入先金融機関には、通常、支払われていない。

## (2) 消費寄託に関する部分

消費寄託については、民法666条1項が、受寄者が契約により寄託物を消費することができる場合には、受寄者は、寄託された物と種類、品質および数量の同じ物をもって返還しなければならないと定め、同条2項は、消費貸借に関する民法590条および同592条の規定は、同条1項に規定する場合について準用すると定め、さらに、同条3項は、消費貸借に関する民法591条2項および3項の規定は、預金または貯金に係る契約により金銭を寄託した場合について準用すると定めている。このような規定については、「消費寄託についても寄託の規定を適用することを原則とし、返還義務の内容として、寄託物と種類・品質・数量の同じ物をもって返還しなければならないとの規定を設けた上で（・・・[民]法第666条第1項）、寄託の規定を適用しつつ、寄託者の担保責任（・・・[民]法第590条）、寄託物と種類・品質・数量の同じ物をもって返還することができなくなった場合の受寄者の価額の償還（・・・[民]法第592条）に限り、消費貸借の規定を準用している（・・・[民]法第666条第2項）。なお、消費寄託の中でも預貯金契約については、さらに特殊性があることから、特例を設けている」と解説されている<sup>9</sup>。

<sup>8</sup> 本決定の理由では、普通預金契約および普通預金債権を取り上げるとともに、通常貯金契約および通常貯金債権を取り上げているが、引用した際に、通常貯金契約および通常貯金債権に関する部分は、省略した。そのことに伴い、預貯金債権を、単に「預・・・金債権」とした。

<sup>9</sup> 筒井健夫＝村松秀樹『一問一答 民法（債権関係）改正』367頁。同356頁が、「消費寄託について、旧法では消費貸借の規定を包括的に準用し、寄託の規定をそのまま適用していなかったが（旧法第666条第1項）、新法においては、消費寄託も寄託の一種であることを踏まえ、消費貸借の規定を準用する範囲を見直し、原則として寄託の規定を適用するものとしている（新法第666条・・・）」とするとともに参照。

消費寄託における報酬、費用、および、報告に関する規律については、寄託の規定が適用されることになる。受任者の報酬に関する民法648条、受任者による費用等の償還請求に関する同650条1項2項の規定は、寄託について準用され（同665条）、受任者による報告に関する民法645条を、寄託について準用する定めはない。したがって、消費寄託における報酬、および、費用については、民法648条、および、同650条1項2項によって規律されることになる。その結果、消費寄託の受寄者は、特約がある場合、寄託者に対して報酬を請求することができ（民法648条1項参照）、物を保管するのに必要と認められる費用を支出したときは、寄託者に対し、その費用および支出の日以後におけるその利息（以下、「費用等」という）の償還を請求することができる（民法650条1項）。また、「消費寄託は、他の寄託と同様に、寄託者の側に目的物を第三者に保管してもらうという利益があるもの」<sup>10</sup>であり、そのため、消費寄託における報酬とは、寄託者にある目的物を受寄者に保管してもらうという利益に対する対価として位置づけることができる。このことは、普通預金契約が有する消費寄託の性質にも、あてはまると考えられる。すなわち、普通預金契約において、預金者が預入先銀行に、報酬を支払う旨の特約がある場合、その報酬は、預金者が金銭を預入先銀行に保管してもらうという利益に対する対価として、位置づけることができる。

### **(3) 委任または準委任に関する部分**

委任については、受任者による報告に関する民法645条、受任者の報酬に関する同648条、受任者による費用の前払請求に関する同649条、および、受任者による費用等の償還請求等に関する同650条があり、それらが、普通預金契約うち委任事務または準委任事務に関する部分を規律すると考えられる。

したがって、預入先銀行は、預金者の請求があるときは、いつでも普通預金事務の処理の状況を報告し、普通預金が終了した後は、遅滞なくその経過および結果を報告しなければならない（民法645条）。また、預金者が預入先銀行に、報酬を支払う旨の特約がある場合、預入先銀行は、預金者に報酬を請求することができる（民法648条1項）。さらに、普通預金事務を処理するについて費用を要するときは、預金者は、預入先銀行の請求により、その前払いをしなければならず（同649条）、それとともに、預入先銀行は、普通預金事務を処理するのに必要と認められる費用を支出したときは、預金者に対し、その費用等の償還を請求することができる（同650条1項）。

## **3 通帳発行手数料について**

### **(1) 通帳の機能と法的な位置づけ**

通帳には、まず、記帳した時点の残高が記載される。残高の記載に加えて、前回記帳した時点以降に行われた預入と払戻し、および、その金額が記載される。また、同じく前回記帳した時点以降に行われた普通預金残高を用いた振込、口座振替、および、第三者からの振込入金を受入れ、ならびに、その金額が記載される。

これらには、主として、預入と払戻しの記載については、預金者が、消費寄託の処理状況、

---

<sup>10</sup> 筒井=村松・前掲注(9) 367頁。

すなわち、預金の増減とその原因を正確に把握し、預入先銀行の消費寄託の処理の適切さを判断することを可能にし、または、容易にするという機能が認められる。それとともに、普通預金残高を用いた振込や、口座振替の記載については、預金の増減とその原因を正確に把握しつつ、振込や口座振替などの委任事務または準委任事務の処理の適切さを判断することを可能にし、または、容易にするという機能が認められる。

このように考えられるとすると、通帳は、預入先銀行が行なう事務のうち消費寄託の性質を有する部分の預金者に対する報告という側面とともに、預入先銀行が行なう事務のうち委任事務または準委任事務の性質を有する部分の預金者に対する報告という側面を併せて有するものということができる。そのうち、後者は、受任者による報告に関する民法645条にもとづく報告として位置づけることができ、前者については、民法に、特段の根拠となる規定はないように思われる。

なお、通帳の形状が紙の冊子であるという点は、報告が行なわれた後、報告内容を保管するうえでの利便性があるが、このことは、民法645条との関係で、必要的なものでないと考えられる。

## **(2) 通帳発行手数料**

通帳を以上のように位置づけると、その発行手数料については、契約自由の原則によって規律されることになる。

したがって、既に方向性について述べているが（上記1(1)）、新規の普通預金契約が締結される際に、例えば、預金規定などの定型約款において、預金者が通帳発行手数料を支払う旨の定めがある場合、民法548条の2、および、同548条の3の規定によって規律され、それに対して、既存の普通預金において新規の通帳発行手数料を設けることは、預金規定などの定型約款の変更によって行なうことができるかどうかの問題となり、そこでは、民法548条の4の規定によって規律される。

## **4 口座維持手数料について**

### **(1) 預金の利息**

消費貸借には、利息について民法589条がある。しかし、消費寄託については、民法に、利息に関する規定はない。また、寄託について、利息に関する規定はなく、民法589条は準用されていない。

しかし、大多数の普通預金では、預入先銀行は、預金者に、利息を支払っていると考えられる。したがって、この利息に関する法律関係は、契約自由の原則によって規律されるものということができる。なお、準用されていないものの、貸主は、特約がなければ借主に対して利息を請求することができないとする民法589条は、参考にしてよいと考えられる。なぜならば、消費寄託は、目的物の所有権が受寄者に移転する点で、消費貸借において目的物の所有権が借主に移転することと共通していて、消費寄託の受寄者が預かった金銭を利用し運用することができることは、消費貸借の借主が借り入れた金銭を利用し運用することができることと同様だからである。

これに対して、普通預金において、元本の預入とその払戻しとは別に、預金者が預入先銀

行に、金銭を支払う場合、その金銭の法的性質を、マイナスの利率の利息ということがあるように思われる。しかし、利息は、受寄者したがって預入先銀行が、預かった金銭を利用し運用することができる利益の対価であり、法的には、マイナスの利率の利息として理解することは適当ではないように思われる<sup>11</sup>。

## (2) 口座維持手数料

したがって、普通預金において、元本の預入とその払戻しとは別に、預金者が預入先銀行に、金銭を支払う場合、その金銭の法的性質は、口座維持手数料として理解することになる。そして、普通預金契約上、支払い債務を負う手数料であって、預入先銀行が預金者に給付する特定の具体的な役務の対価としての性質を有しないものであるとともに、預金者が金銭を預入先銀行に保管してもらうという利益に対する対価として位置づけることができるものである。消費寄託契約上の寄託者が受寄者に支払う報酬ということもできるように思われる。

このように考えることができる口座維持手数料については、様々なものを想定することができる。例えば、残高に応じて発生する口座維持手数料を想定することができ<sup>12</sup>、定額の口座維持手数料を想定することができる。さらに、残高が一定額を下回った場合に発生する口座維持手数料を想定することができ<sup>13</sup>、反対に、残高が一定額を上回った場合に発生する口座維持手数料を想定することができる。また、預入または払戻しが一定期間行なわれない場合に発生する口座維持手数料も想定することができる。

預金者が、預入先銀行に、口座維持手数料を支払うべきこととするか、また、支払うべきであるとした場合、どのような内容の口座維持手数料とするかは、いずれも、契約自由の原則によって規律されることになる。

したがって、既に方向性について述べているが（上記1(1)）、新規の普通預金契約が締結される際に、例えば、預金規定などの定型約款において、預金者が口座維持手数料を支払う旨の定めがある場合、民法548条の2、および、同548条の3の規定によって規律され、それに対して、既存の普通預金において新規の口座維持手数料を設けることは、預金規定などの定型約款の変更によって行なうことができるかどうかの問題となり、ここでは、民法548条の4の規定によって規律される。

## 5 定型約款の変更

---

<sup>11</sup> 甲と乙の間で、物の所有権を移転する契約があり、その契約にもとづいて、譲渡人から譲受人に対して、金銭が支払われることが、有害な物でその処理に費用が生ずるような場合に、行なわれるように思われる。この譲渡人から譲受人に支払われる金銭を、マイナスの代金と理解して、この契約をマイナスの代金が支払われる売買とするのは、売主の責任などの法律関係を検討するうえで、適切な解決を導かないと考えられるが、それと同様の問題であると思われる。

<sup>12</sup> 市中銀行による日本銀行に対する当座預金におけるいわゆるマイナス金利と経済的には、同等の金額算定が行なわれるように思われる。

<sup>13</sup> 個人の預金者と預入先銀行との間で行なわれる普通預金の一部で既に導入され、または、検討が行なわれているもののなかに、残高が一定額を下回った場合に定額の口座維持手数料が発生するものがあるように思われる。



## (1) 定型約款と普通預金規定

普通預金規定は、定型約款にあたると考えられる。また、「銀行預金取引においては、銀行が準備した預金規定によって契約内容が画一的に定められるのが一般的です。預金規定には、預金の払戻しの要件、利息の計算方法、預金債権の譲渡禁止等が定められているのが通常です。預金取引においては、反社会的勢力に該当する者との間で契約を締結しないといった条項があることを除けば、契約締結の可否やその条件について顧客によって違いが生ずることは想定されないため、不特定多数の者を相手方とする取引に当たると考えられます。また、預金規定においては、多数の預金者との間の契約内容を画一化することによって円滑迅速な預入れ・払戻しを実現することが可能となっており、また、預入れ・払戻しのためのコストを低減することができるという利益を預金者も享受しているということが出来ます。そのため、預金取引は、定型取引の要件を充足するため、預金規定が定型約款に該当すると考えられます」と解説されている<sup>14</sup>。また、事業者間取引において用いられる契約書が、定型約款に該当するかどうかという問題との関係で、「預金取引において用いられる「預金規定」は、契約の相手方が事業者であるかそれ以外であるかを問わず、不特定多数の者を相手として行う預金取引を迅速かつ円滑に行うために、その内容が画一化されていることが合理的であるといえますから、事業者が相手方になる場合であったとしても、定型約款に該当すると考えられます」と解説されている<sup>15</sup>。

手数料を定める条項は、定型約款に該当するかという問題がある。この問題については、「定型約款の定義においては、代金や商品の品質・数量を定めた条項についても定型約款の定義から除外することとはされていませんので、中心条項に該当するか否かといった議論をする必要はありません。これは、代金や商品の品質・数量を定めた条項など契約の中心部分といっても、現代における多様な取引を想定すると、例えば、サービスの内容自体であってもそれほど重要性が高くないものがあることや、たとえ料金であっても金額によっては具体的な認識が乏しいまま契約に至るケースもあることから、その判断が容易ではないと考えられたためです」と解説されている<sup>16</sup>。また、定型約款の変更との関係について、「代金や商品の品質・数量を定めた条項などについても、定型約款の変更の規定によって、定型約款準備者が相手方の同意を得ることなく変更することは可能であるということになります」<sup>17</sup>と解説されている。消費寄託や委任または準委任の報酬、または、費用にあたると考えられる普通預金における手数料を定める条項は、売買契約の代金と比較して一層、預金者が具体的な認識が乏しいまま契約に至るケースが考えられる。したがって、普通預金における手数料を定める条項は、定型約款に該当し、また、その変更は、定型約款の変更の規律を用いて行なうことが可能であると考えられる。

さらに、定型約款中に、「当社所定の規定の料金をお支払いいただきます」という条項があるとき、その当社所定の規定は、定型約款に該当するかという問題がある。この問題については、定型約款中に、被引用条項を引用する引用項（以下、「引用条項」という）がある

<sup>14</sup> 村松秀樹＝松尾博憲『定型約款の実務 Q&A』51頁。

<sup>15</sup> 村松＝松尾・前掲注（14）48頁。

<sup>16</sup> 村松＝松尾・前掲注（14）38頁。

<sup>17</sup> 村松＝松尾・前掲注（14）39頁。

場合、引用条項については、「被引用条項を含めて合意の内容であると理解することで、相手方（顧客）に債務を負担させる趣旨のものといえますので、被引用条項は契約の内容とすることを目的として準備されており、これは定型約款と扱われます。・・・」。さらに、被引用条項の内容が変更された場合には、定型約款の変更の要件を充足しなければ、その変更後の内容では相手方を拘束しないこととなります」と解説されている<sup>18</sup>。普通預金規定に、例えば、当行所定の手数料の支払に関する定めにしたがって、預金者は手数料の支払債務を負うという条項があった場合、その条項が引用条項であり、当行所定の手数料の支払に関する定めが被引用条項である。したがって、被引用条項が契約の内容となることによって、預金者に手数料の支払債務を負担させる趣旨であると考えられ、被引用条項は、引用条項とともに、定型約款に該当し、また、その変更は、定型約款の変更の規律を用いて行なうことが可能であると考えられる。

以上の検討から、①これまで、普通預金規定のなかに、通帳発行手数料または口座維持手数料に関する定めがなかった場合に、それらの定めを新たに設けると、②これまで、普通預金規定のなかに、通帳発行手数料または口座維持手数料に関する定めがあったものの、その定めにしたがって、通帳発行手数料または口座維持手数料が支払われなければならないとされていない場合において、その定めの内容を変更して、通帳発行手数料または口座維持手数料が支払われなければならないものとするときは、いずれも、定型約款の変更の規律にしたがって、行なうことができることになる。このことは、普通預金規定という名称の文書のなかに通帳発行手数料または口座維持手数料に関する定めがあるか、そうではなく、普通預金規定という文書とは別の文書のなかに通帳発行手数料または口座維持手数料に関する定めがあり、普通預金規定で、その別の文書が引用されているかには、影響を受けない。

## (2) 民法548条の4第1項

民法548条の4第1項では、定型約款の変更について、2通りの方法が定められている。1つめの方法は、定型約款の変更が相手方の一般の利益に適合するときである（1号）。2つめの方法は、定型約款の変更が、①契約をした目的に反さず、かつ、②（ア）変更の必要性、（イ）変更後の内容の相当性、（ウ）民法548条の4の規定により定型約款を変更することがある旨の定めの有無、および、（エ）その内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときである（2号）。1号が定める「相手方の一般の利益に適合すること」とは、「相手方に有利な変更の場合である」と理解され<sup>19</sup>、これに対して、2号については、「相手方の一般の利益に適合するとは言えない場合である。すなわち、変更後の内容と従前を比較した場合に、相手方に不利益を課す、あるいは有利な面もあるが不利な面もあるような変更の場合である」と理解されている<sup>20</sup>。

定型約款を変更することにより、これまで預金者が支払い債務を負わなかった手数料を、

<sup>18</sup> 村松＝松尾・前掲注（14）42頁。

<sup>19</sup> 沖野眞已「第5章 改正後民法における約款の変更について」金融法務研究会（第2分科会）『民法（債権関係）改正に伴う金融実務における法的課題（その2）』64頁。筒井＝村松・前掲注（9）259頁も同様の解説をしている。

<sup>20</sup> 沖野・前掲注（19）67頁。筒井＝村松・前掲注（9）259頁も同様の解説をしている。

預金者が支払う債務を負うような場合、その定型約款の変更は、相手方に不利となる変更であり、したがって、1号が定める方法によることはできない。そこで、2号が定める方法によることになる。その結果、①定型約款の変更が、契約の目的に反しないこと、および、②定型約款の変更が、変更の必要性等の変更にかかる事情に照らして合理的なものであることという2つの要件を充足しなければならない。以下には、この2つの要件について、順に検討する。

まず、①に関して、預金契約における契約の目的については、「預金契約の場合に、契約目的が何かは、客観的に判断されるとすれば、生活口座であるかといった各顧客の利用目的ではなく、余剰金銭の預入れ・保管、第三者との間の資金決済のための器や手段の提供ということになるのではないか。個々の利用の目的は各人によって異なるが、そのような多様な利用のできる口座サービスの提供が契約目的であるということになるのではなかろうか」という指摘がされている<sup>21</sup>。

さらに、②に関して、合理性の判断要素については、「定型約款準備者が相手方の個別の同意を要せず、一方的に変更をなしうることを認めるという性質に照らして、変更の必要性と変更後の内容の相当性は、その充足が必須の事情であると考えられる」という指摘<sup>22</sup>が行なわれている。

そのうえで、変更の必要性については、「法制度の改正や、社会的な要請等はこれに該当する」との指摘<sup>23</sup>があり、それとともに、「定型約款準備者においてなぜ定型約款の変更を行う必要が生じたかといったことに加えて、個別の同意を得ることが困難である事情も考慮される」と解説されている<sup>24</sup>。

また、変更後の内容の相当性については、「変更後の内容の相当性自体は、客観的にその内容自体をもって判断されるのではないか」との指摘<sup>25</sup>が行なわれている。

さらに、民法548条の4第1項1号が定める「その他の変更に係る事情」について、「当該条項が効力を有することによって、個々具体的に生ずる顧客の不利益や、それを回避するための代替措置などが、含まれる」という指摘<sup>26</sup>があり、それとともに、「その他の事情」に関しては、「変更によって相手方が受ける不利益の程度や性質、このような不利益を軽減させる措置がとられているかなどが考慮される。例えば、変更後の契約内容に拘束されることを望まない相手方に対して契約を解除する権利を付与したことや、変更の効力が発生するまでに猶予期間を設けることなどは、相手方の不利益を軽減する措置と評価することができるから、定型約款の変更を認める方向で斟酌されることになる」と解説されている<sup>27</sup>。

### **(3) 定型約款の変更によって通帳発行手数料および口座維持手数料を設けることについて**

通帳発行手数料および口座維持手数料を設けることは、預金者に不利益となる場合であ

---

<sup>21</sup> 沖野・前掲注(19) 68頁。

<sup>22</sup> 沖野・前掲注(19) 68頁。

<sup>23</sup> 沖野・前掲注(19) 68頁。

<sup>24</sup> 筒井=村松・前掲注(9) 260頁。

<sup>25</sup> 沖野・前掲注(19) 68—69頁。

<sup>26</sup> 沖野・前掲注(19) 70頁。

<sup>27</sup> 筒井=村松・前掲注(9) 260頁。

るから、民法548条の4第1項2号にもとづいて、定型約款の変更が行われることになる。

通帳発行手数料および口座維持手数料を設けることは、普通預金契約の目的に反しない(①)と考えられる。ただし、その額については、社会的に許容される範囲というものがあると考えられる。通帳発行手数料および口座維持手数料を設けることが合理的なものであるか(②)については、変更の必要性は、預金を資金とした貸出しや運用における利益が、従来と比較して、大きく低下していること、および、預金の利息を低水準に抑えることをしても、金銭を預かり、保管し、様々な役務を無償で預金者に給付するための費用を賄うことが困難となっていることが挙げられるものと思われる。さらに、変更後の定型約款の内容の相当性については、どのような場合に新規に設けられた手数料を支払わなければならないのかが分かりやすい条項となっているかなどが考慮されるべきであると考えられるが、ここでも、その手数料の額が、社会的に許容される範囲の中にとどまることは必要であると考えられる。「その他の事情」については、普通預金では、変更後の契約内容に拘束されることを望まない預金者に対して契約を解除する権利を付与することは意味がなく、それに対して、変更の効力が生ずるまでに猶予期間を設けることは、その長さが実質的な意味を持つかが、考慮されるべきである。

以上の検討から、民法548条の4第1項2号の規定にもとづき、定型約款の変更の方法を用いて、通帳発行手数料および口座維持手数料を、既存の普通預金において設けることができるように考えられる。ただし、それぞれの手数料の水準については、制約があると考えられるべきである。

#### **(4) 民法548条の4第2項および第3項—周知等に関する規律**

さらに、548条の4第2項は、定型約款準備者は、同条1項による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨等を、適切な方法で周知しなければならないと定め、同条3項は、同条1項2号の規定による定型約款の変更は、同条2項の効力発生時期が到来するまでに同条2項の規定による周知をしなければ、その効力が生じないと定めている。

上述した通り、既存の普通預金契約において新規の通帳発行手数料および口座維持手数料を設けるということは、民法548条の4第1項2号にもとづいて、定型約款の変更を行うことであると考えられる。したがって、定型約款の変更の効力発生時期を定めること、および、その効力発生時期が到来するまでに、適切な方法で周知をすることが、不可欠となる。

以上